



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

2020年度 保健福祉システム部会業務報告会

PHRを巡る最近の動き

2021年5月28日

PHR検討TF

リーダー 金本昭彦、鹿妻洋之

本日のトピックス

- TF構成と2020年度の成果
- PHRを巡る国の動向
- PHRを巡る自治体の動向

TF構成と本年度の活動成果

PHR検討TF

リーダー: 金本(自治体健診)、鹿妻(民間PHR)

1. PHR検討TFでの情報共有

令和元年9月11日から「国民の健康づくりに向けたPHRの推進に関する検討会」(以下、PHR検討会)が「自身の健康に関する情報について電子データ等の形での円滑な提供や適切な管理、効果的な利活用が可能となる環境を整備するための必要な検討」を行うため、開始された。

その動きを受けて、保健福祉システム部会配下に「PHR検討TF」を設置。
各委員会、WGでPHRに関連する幹部で構成。

2. 行政への委員派遣

- 野村総合研究所／「PHRの推進に関する検討会 自治体健診(検診)作業班」へ委員派遣
(金本福祉システム委員長)
健康増進法に基づく5がん検診や歯周病検診、骨粗鬆症検診、肝炎ウイルス検診の検診項目の標準化などを検討
- 民間利活用作業班へ委員派遣
(鹿妻健康支援システム委員長)

本日のトピックス

- TF構成と2020年度の成果
- PHRを巡る国の動向
- PHRを巡る自治体の動向

従来のPHR検討会は、下記検討会のWGとして再配置

健康・医療・介護情報利活用検討会開催状況

回数	開催日	議題等
—	2021年1月29日 (令和3年1月29日)	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版
第6回(持ち回り開催)	2020年12月25日 (令和2年12月25日)	医療情報システムの安全管理に関するガイドライン第5.1版の改定
第5回(合同開催)	2020年12月9日 (令和2年12月9日)	(1)電子処方箋の運営主体について (2)データヘルス集中改革プラン等の主な論点と検討の方向性のとりまとめ (3)全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大及び電子カルテ情報等の標準化について
第4回(合同開催)	2020年11月6日 (令和2年11月6日)	(1)全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大及び電子カルテ情報等の標準化について (2)電子処方箋の仕組みの構築について (3)自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大について
第3回(合同開催)	2020年10月21日 (令和2年10月21日)	(1)新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プランについて (2)年末までの利活用検討会の進め方について (3)オンライン資格確認等システムを基盤として提供される情報について (4)全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大について (5)電子処方箋の仕組みの構築について (6)自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大について (7)電子カルテ等の標準化について
第2回(合同開催)	2020年5月18日 (令和2年5月18日)	健康・医療・介護情報の利活用に向けた検討課題について
第1回	2020年3月26日 (令和2年3月26日)	(1)主査の選出について (2)今後のスケジュールについて (3)保健医療情報を全国の医療機関等で確認できる仕組みについて 及び 標準的な医療情報システムについて (4)電子処方箋について (5)医療情報システムの安全管理に関するガイドライン改定素案について

新たな日常にも対応したデータヘルスの集中改革プラン

第7回データヘルス改革推進本部資料
(令和2年7月30日)

データヘルス集中改革プランの基本的な考え方

- 3つの仕組みについて、オンライン資格確認等システムやマイナンバー制度等の既存インフラを最大限活用しつつ、令和3年に必要な法制上の対応等を行った上で、令和4年度中に運用開始を目指し、効率的かつ迅速にデータヘルス改革を進め、新たな日常にも対応するデジタル化を通じた強靱な社会保障を構築する。

▶ 3つのACTIONを今後2年間で集中的に実行

ACTION 1：全国で医療情報を確認できる仕組みの拡大

患者や全国の医療機関等で医療情報を確認できる仕組みについて、対象となる情報（薬剤情報に加えて、手術・移植や透析等の情報）を拡大し、令和4年夏を目途に運用開始



ACTION 2：電子処方箋の仕組みの構築

重複投薬の回避にも資する電子処方箋の仕組みについて、オンライン資格確認等システムを基盤とする運用に関する要件整理及び関係者間の調整を実施した上で、整理結果に基づく必要な法制上の対応とともに、医療機関等のシステム改修を行い令和4年夏を目途に運用開始



ACTION 3：自身の保健医療情報を活用できる仕組みの拡大

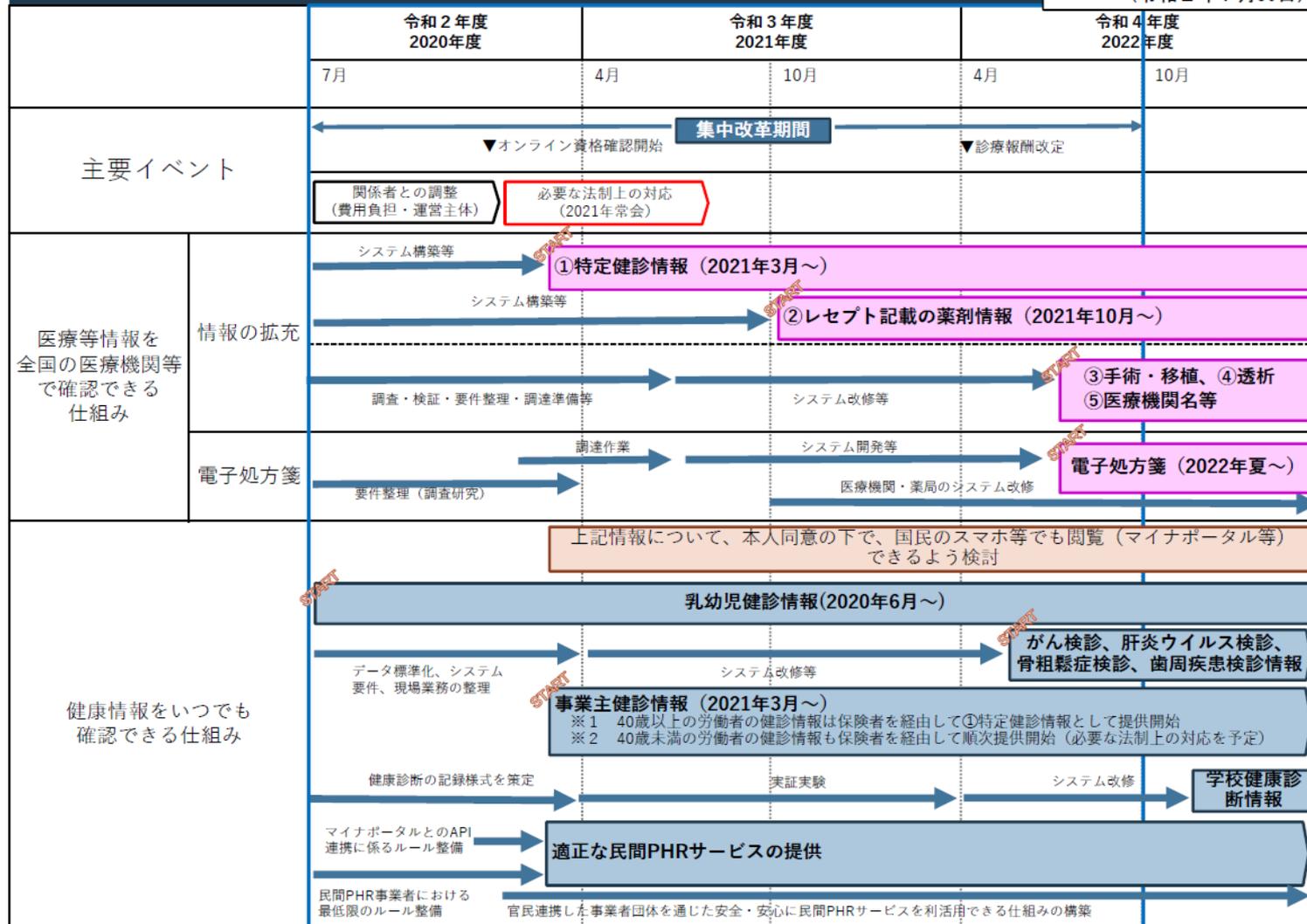
PCやスマートフォン等を通じて国民・患者が自身の保健医療情報を閲覧・活用できる仕組みについて、健診・検診データの標準化に速やかに取り組むとともに、対象となる健診等を拡大するため、令和3年に必要な法制上の対応を行い、令和4年度早期から順次拡大し、運用



★上記のほか、医療情報システムの標準化、API活用のための環境整備といったデータヘルス改革の基盤となる取組も着実に実施。電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。

データヘルス集中改革プラン（2年間）の工程

第7回データヘルス改革推進本部資料
(令和2年7月30日)



※電子カルテの情報等上記以外の医療情報についても、引き続き検討。

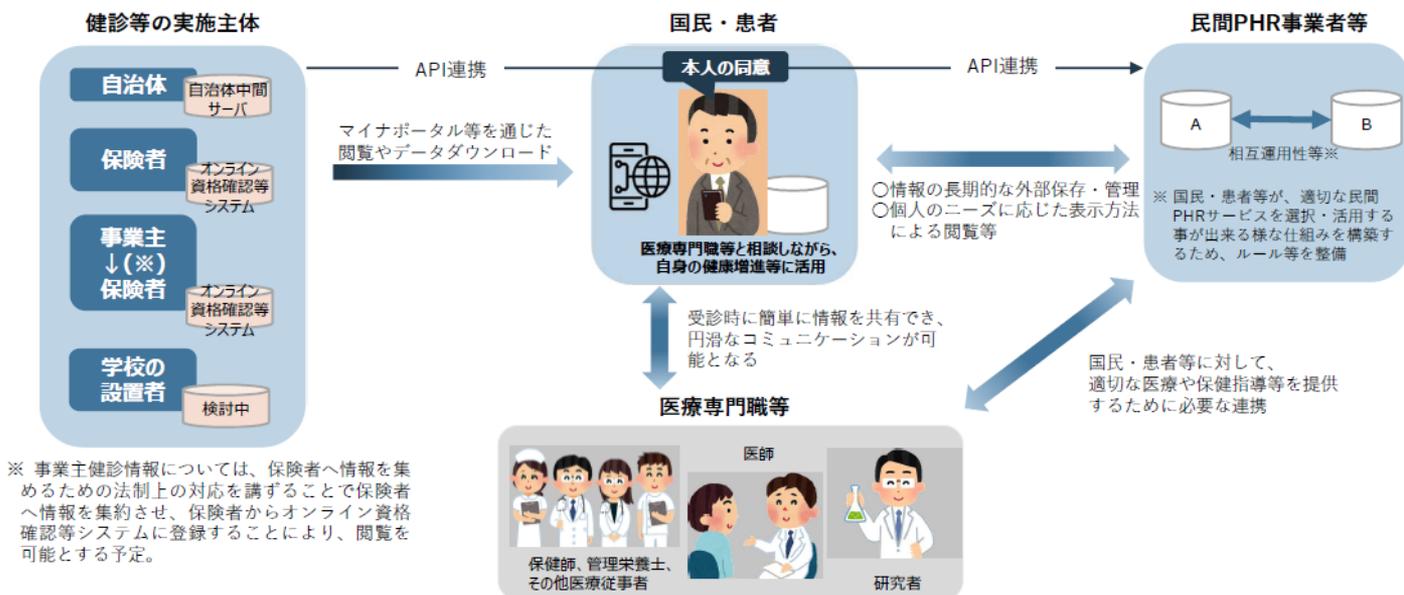
自身の保健医療情報を見・活用できる仕組み (ACTION 3)

現状

- 国民等が健診情報等にワンストップでアクセスし、見・活用することが困難
- 健診結果が電子化されておらず、円滑な確認が困難であることや災害時等における紛失リスクが存在
- 新たな感染症等の発生時に、医療機関や保健所が本人から正確な情報を収集し、健康状態のフォローアップをすることが重要

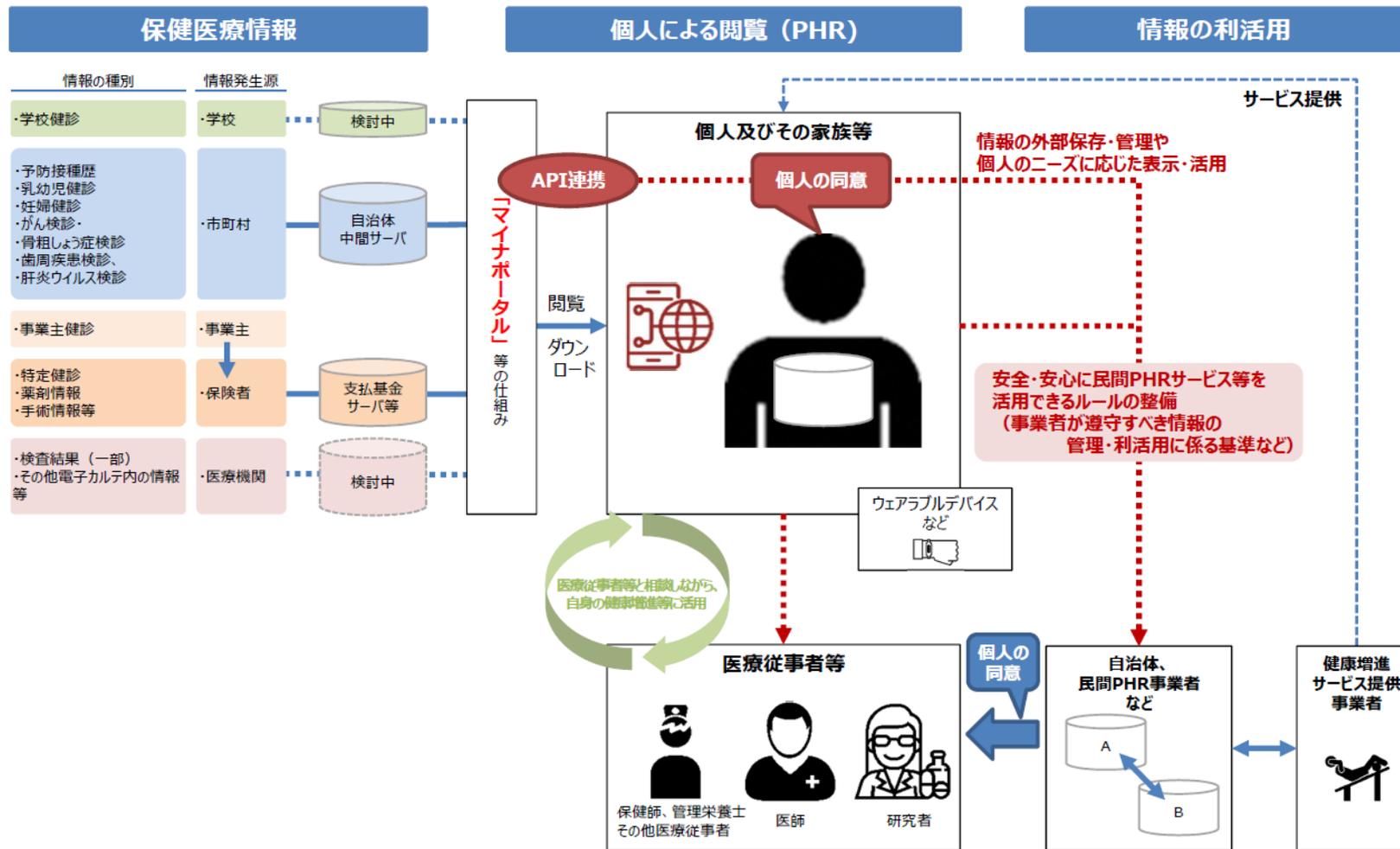
改革後

- 国民が、マイナポータル等を通じて、自身の保健医療情報をPCやスマホ等で見・活用が可能
- API連携等を通じて、個人のニーズに応じた、幅広い民間PHRサービスの活用



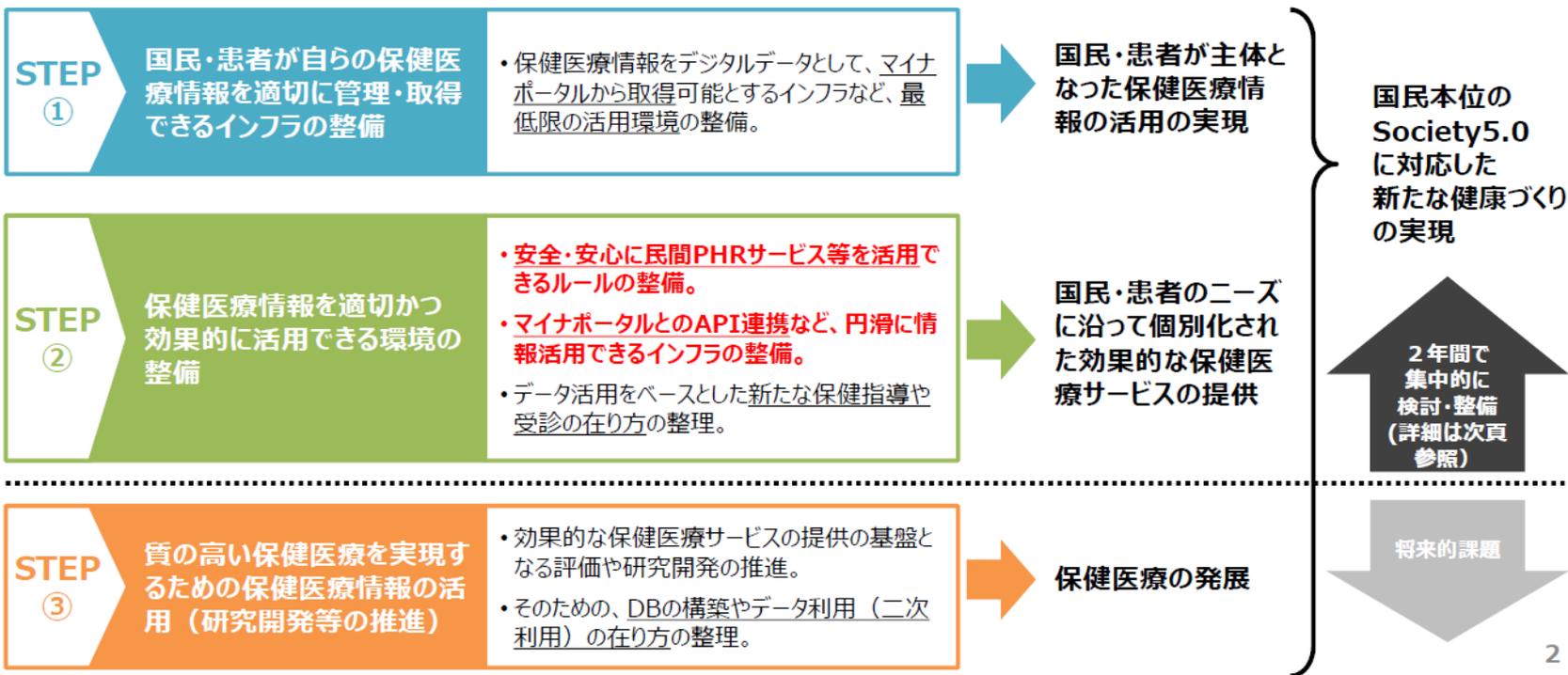
※ 事業主健診情報については、保険者へ情報を集めるための法制上の対応を講ずることで保険者へ情報を集約させ、保険者からオンライン資格確認等システムに登録することにより、見・活用を可能とする予定。

PHRの全体像



PHRの目指すべき姿

- 今後、保健医療分野では、予防・健康増進の重要性が高まるとともに、個別化されたより効果的な介入等への期待が高まっている。
- そのためには、保健医療情報の適切かつ効果的に活用できる環境を整備することが必要。具体的には、
 - ① 国民・患者が自らの保健医療情報を**適切に管理・取得**できるインフラの整備
 - ② 保健医療情報を**適切かつ効果的に活用**できる環境の整備
 - ③ **質の高い保健医療を実現**するための保健医療情報の活用（研究開発等の推進）
 を目指し、取組を進めていくことが必要。



PHRの更なる利活用について(民間PHR事業者との連携等)

- 国民が効果的に**保健医療情報を活用できる環境を整備**するためには、**公的に最低限の利用環境を整備する**とともに、**民間PHR事業者の活力**を用いることが必要不可欠。
 - **個人が取得した保健医療情報を自身で適切に管理**できるようにする。
⇒ 相互運用性、情報流出・二次利用対策など
 - 個人のニーズに応じて、**保健医療情報を安全・安心かつ効果的に利活用**できるようにする。
⇒ 民間サービスとの連携、医療機関等への提示など
 - **将来的に**、保健医療の発展（サービスの質の向上）に向けて、**適切に研究開発等へ活用**できるようにする。

実現に向けて以下の整備が必要

安全・安心に民間PHRサービス等を活用できるルールの整備

- 国民が安心して民間PHRサービスを活用するには、事業者が遵守すべき情報の管理・利活用に係る基準（情報セキュリティ、利用目的、同意取得、相互運用性など）を整理することが必要。

マイナポータルとのAPI連携

- 個人が、データファイルをダウンロードして、事業者にデータファイルを提供する等の手間等をなくすために、API連携が必要。

(課題)

- ✓ (マイナポータルAPI連携に求める基準の整理を含む) 適切なルールの整備。
- ✓ (マイナポータルAPI連携に係るものを含む) ルールの要件を満たしていることを証明するための仕組み。
- ✓ サービスの技術革新のスピードに対応できる見直しの体制。

3

論点ごとの主なご意見と検討の方向性

マイナポータルで健診等情報を閲覧やダウンロードできる仕組み

<主なご意見>

- 各健診等情報を閲覧・ダウンロードする際に、バラバラのシステムではなく、ワンストップで対応できる環境が必要。
- PHRサービスを使わない人は、マイナポータルでダウンロードして自分で健康情報を管理する必要があるが、最初のアプローチで利用を断念するケースが生じないように対応が必要。

<検討の方向性>

- 健康増進法に基づき市町村が実施する健診（がん、肝炎ウイルス、骨粗鬆症、歯周疾患）のマイナポータルからの提供に向けて、令和3年に番号法改正等の必要な法制上の対応や自治体システムの改修に向けた予算措置等を行い、令和4年度早期からの提供を目指す。
- 事業主健診情報について、保険者を經由してマイナポータルからの提供を開始するため、令和3年に医療保険各法の改正など必要な法制上の対応を行う。

民間PHRサービスを安全・安心に利用できる仕組み

<主なご意見>

- 民間PHR事業者が不適切な商用利用をしないようにするべきである。
- マイナポータルとAPI連携をしても、その都度情報を取得する仕組みとなっているが、このようにずっと情報が流れ続けることのないようにすべきである。
- 目的外の利用は出来ないようにしつつも、民間との連携は必要だと考える。
- 民間PHR事業者のルールづくりの際には、互換性などもしっかりと整理する必要がある。

<検討の方向性>

- 国民が効果的に自身の保健医療情報を活用できる環境を整備するため、公的に最低限の利用環境を整備するとともに、マイナポータルと民間PHR事業者とのAPI連携等を行う。
（※マイナポータルとのAPI連携では、利用の都度、利用者の本人確認及び（提供する情報も含め）本人同意を厳格に実施。）
- その前提として、国民が安心して民間PHRサービスを活用するため、事業者が遵守すべき情報の管理・利活用に係る基準（情報セキュリティ対策、利用目的に応じた適切な取扱い、情報の保存・管理、相互運用性の確保など）などを、「健康・医療・介護情報利活用検討会 健診等情報利活用ワーキンググループ 民間利活用作業班」での議論を経て、ガイドラインとして年度内に整理する。
- また、それらのガイドラインを遵守していることを証明するための仕組みの整備も行う。

本日のトピックス

- TF構成と2020年度の成果
- PHRを巡る国の動向
- PHRを巡る自治体の動向

2019/9/11

11/20

2020/3/9

4/22

5/18

7/17

年度末

6/15 6/22

健康・医療・介護情報利 活用検討会

情参 (+各局)

健診等情報活用WG (旧PHR検討会)

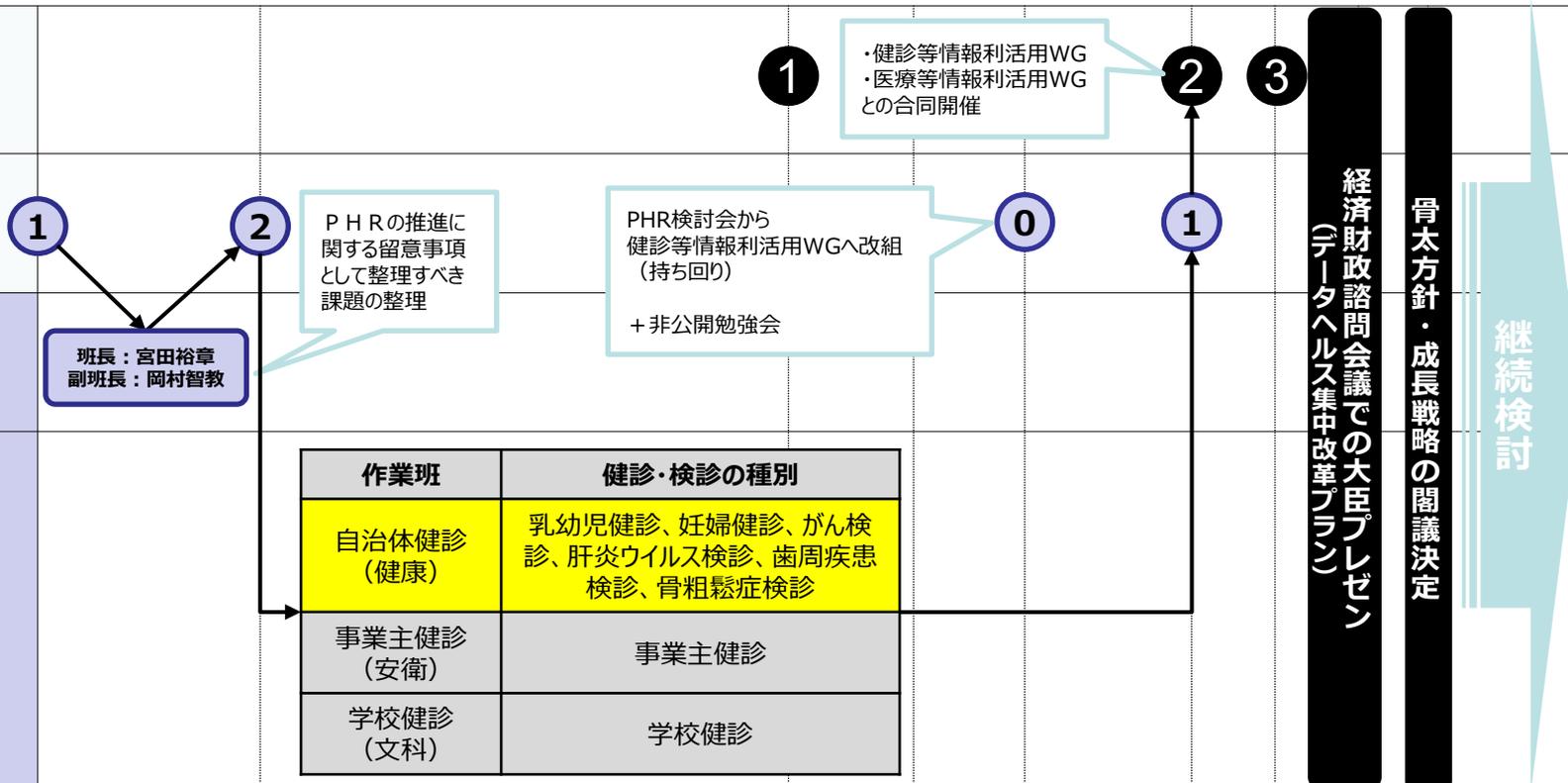
健康 (+各局)

基本方針検討作業班

健康 (+各局)

健(検)診関連の作業班

健康・安衛・文科

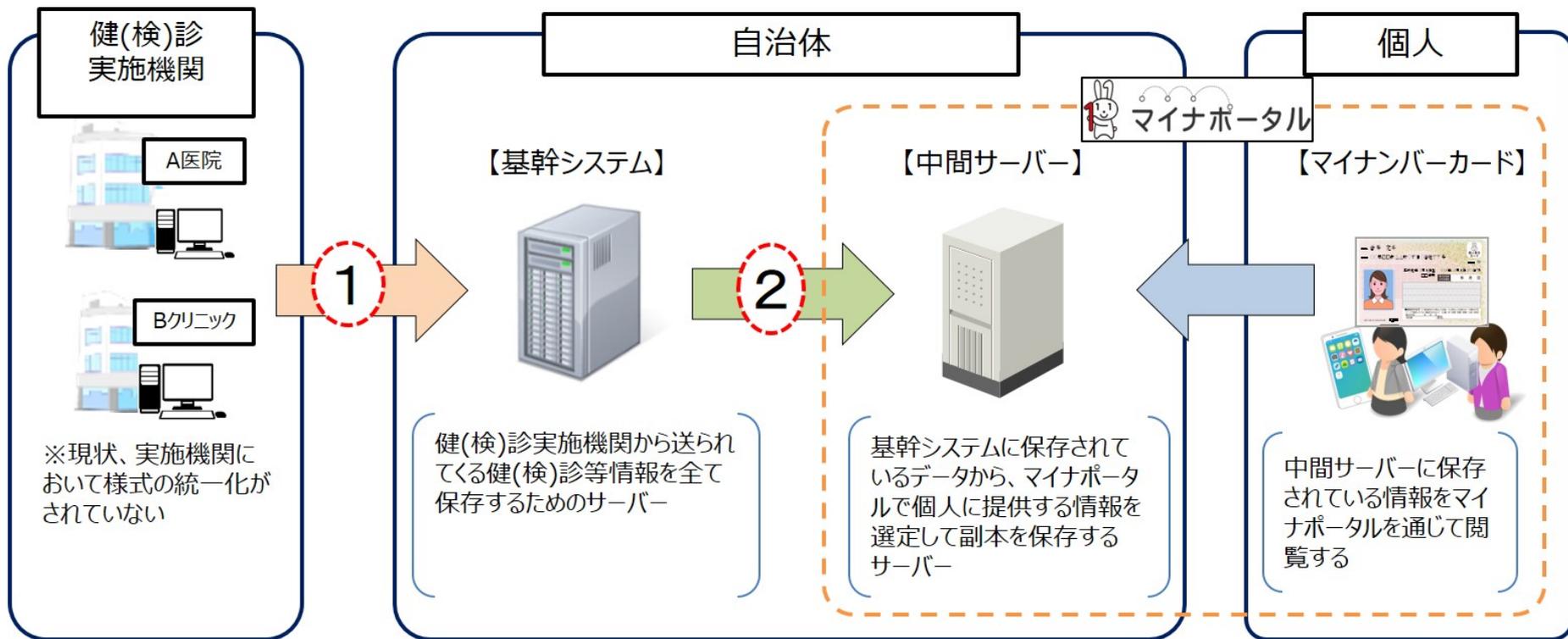


(参考) 自治体健診作業班

○ 岡村智教	慶應義塾大学衛生学公衆衛生学教室 教授
金本昭彦	保健医療福祉情報システム工業会保健福祉システム部会福祉システム委員会 委員長
是永匡紹	国立国際医療研究センター-肝炎・免疫研究センター-肝炎情報センター 肝炎患研修室長
高柴正悟	岡山大学大学院医歯学総合研究科歯周病態学分野 教授
高橋宏和	(国研) 国立がん研究センター-社会と健康研究センター 検診研究部室長
吉村典子	東京大学医学部附属病院22世紀医療センター-ロコモ予防学講座 特任教授

長島公之	(公社) 日本医師会 常任理事
中澤よう子	全国衛生部長会
西本美和	全国保健師長会
福内恵子	全国保健所長会
山懸然太郎	山梨大学大学院総合研究部医学域 教授
山本秀樹	(公社) 日本歯科医師会 常任理事

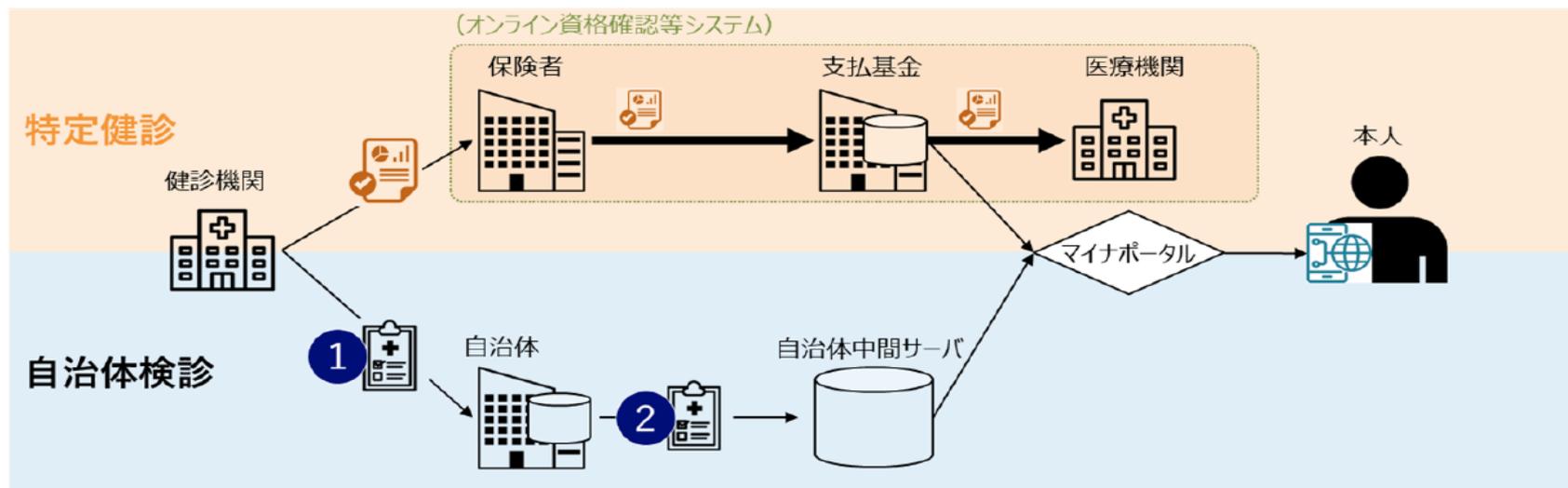
健（検）診結果等情報の利活用のためのマイナンバー情報連携に係るシステム改修等事業 ～個人が健（検）診結果等を閲覧するまでのイメージ図～



- ① 健(検)診結果等の情報について、**様式を標準化**するとともに、自治体の基幹システムに取り込むためのシステム改修への補助
- ② 健(検)診結果等の一部の情報について、マイナポータルを通じて個人に提供するため、「データ標準レイアウト」を定めるとともに、中間サーバに**副本登録**を行うシステム改修への補助

本フォーマット案の構成

本フォーマット案は、①健診機関から自治体へ提出する自治体健診結果用フォーマット、及び②自治体が中間サーバに登録するためのデータ標準レイアウトの2つで構成



	概要	対応方針
①	健診機関から自治体へ提出する自治体検診結果用フォーマット	健診指針に基づく標準フォーマット【2020年度を目途に公表予定】
②	自治体が中間サーバに登録するためのデータ標準レイアウト	番号法に基づくデータ標準レイアウト【2021年度6月を目途に公表予定】



健康で豊かな国民生活を保健医療福祉情報システムが支えます

ご清聴ありがとうございました